

身体拘束適正化委員会

合同会社 A・S・S 笑家 2 番館

【身体拘束適正化への指針】

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

【基本的な考え方】

身体拘束は利用者の自由や尊厳を損なう行為であり、利用者の身体的・精神的健康に重大な影響を及ぼします。当ステーションでは、以下の基本方針に基づき、身体拘束の完全廃止を目指します。

- 1.身体拘束は廃止すべきものである。
- 2.原則、身体拘束は行わない。
- 3.身体的ケア介入時を含め、利用者の自由や尊厳を尊重する。
- 4.安易に「やむを得ない」として拘束を正当化しない。
- 5.身体拘束の防止と虐待防止のため、全職員が責任を持つ。
- 6.創意工夫と専門的知識を活用し、安全で拘束を伴わないケアを実現する。
- 7.利用者の尊厳と人権を最優先に考慮する。

【身体拘束廃止の基準】

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない事。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

* 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことを条件とする。

【身体拘束適正化における体制】

- ① 身体拘束適正化の責任者を管理者とし、委員会の開催の指揮、指針の整備や定期的な研修の実施を行い、身体拘束に係る事案が生じた場合や、リスクが高くなっている場合に

は適切な対処を行う。

- ② 適正化委員に選任されたものは、身体拘束を未然に防ぐために、従事者に対する指導及び助言を行う。また、事案の発生や高リスク時には、委員会にてそれらの対応策を講じ、予防や適正化に努めることを職務とする。
- ③ やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本方針
利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

[利用前]

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、「身体拘束・行動制限に関する説明書」に記載し、利用者及び家族に対し説明を行い、同意を得る。

[利用時]

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会で協議検討し、議事録に残す。

[身体拘束等の継続と解除]

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

[緊急時]

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を訪問看護記録書に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ③ 家族への説明を行い、同意を得る。

【身体拘束適正化委員の役割】

- ① 身体拘束適正化対策の立案
- ② マニュアルの作成又は変更
- ③ 身体拘束に関する職員への研修

- ④ 身体拘束実施時の対応と報告
- ⑤ 対策実施状況の把握と評価

【委員会の開催】

開催頻度：年 1 回を定期委員会として開催し、身体拘束ケースの発生状況に応じて臨時委員会を開催（開催にあたっては委員長が決定する）

開催日：定期委員会は、4 月に実施

【利用者等に対する当該指針の閲覧】

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 14 日より施行する。